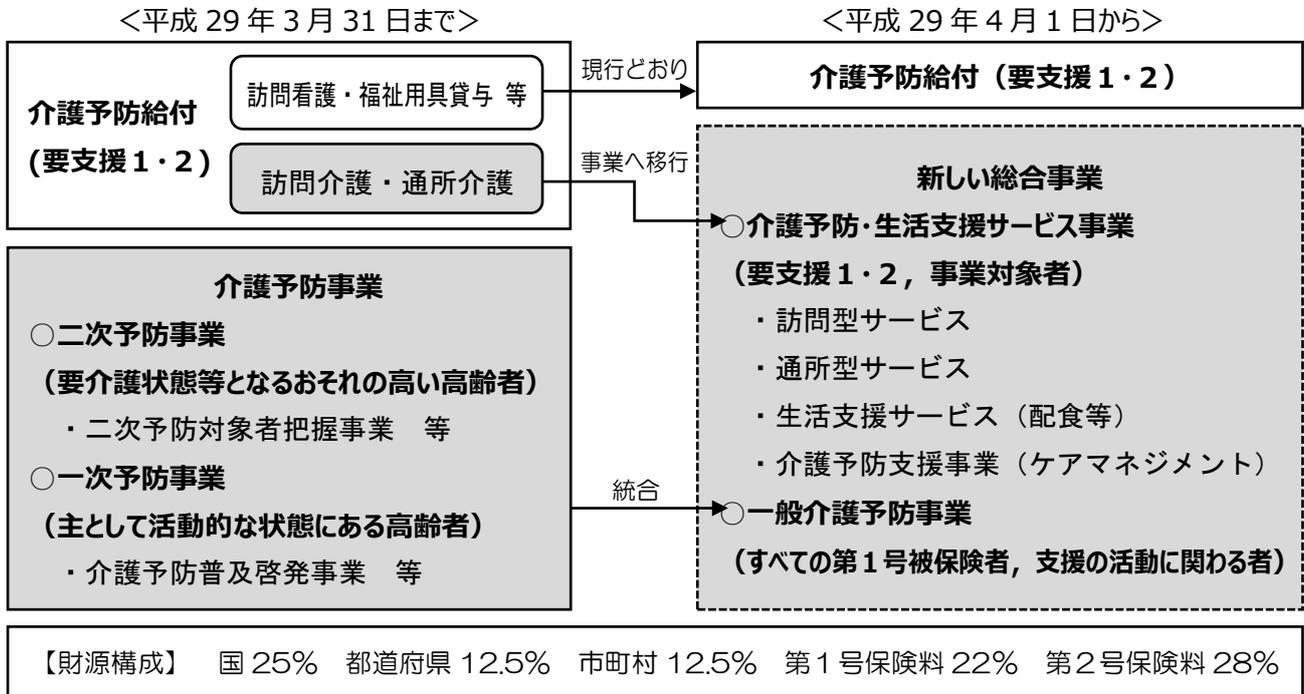


・報告（1） 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施について

1 新しい総合事業の構成



2 函館市における新しい総合事業の内容（介護予防・生活支援サービス事業）

○訪問型サービス

- ・国基準訪問型サービス【予防給付から移行】
ホームヘルパーが訪問し、身体介護または身体介護を伴う生活援助を行う。
- ・訪問型サービス A【新規】
一定の研修を受けたホームヘルパー等が訪問し、生活援助を行う。

○通所型サービス

- ・国基準通所型サービス【予防給付から移行】
デイサービスセンター等で、食事や入浴などの日常生活上の介護、体操やレクリエーション等を日帰りで行う。
- ・通所型サービス C【新規】
デイサービスセンター等で、3～6 か月間、筋力トレーニング等の運動機能の向上、または摂食・嚥下等の口腔機能の向上のための訓練を日帰りで行う。

○介護予防ケアマネジメント

- ・ケアマネジメント A【予防給付から移行】 介護予防支援に相当するマネジメント
- ・ケアマネジメント C【新規】 指定事業所以外のサービス等を利用する場合のマネジメント

3 函館市における新しい総合事業の内容（一般介護予防事業）

○介護予防把握事業

高齢者見守りネットワーク事業や地域包括支援センターでの総合相談支援業務等により、閉じこもりなどの何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。

○介護予防普及啓発事業

・健康教育（介護予防・認知症予防）

町会や老人クラブ等の団体に、介護予防や認知症に関する講話などを行う。

・介護予防教室事業

第1号被保険者（要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業該当者を除く）を対象として、介護予防に関する知識の教授や運動（マシントレーニング等）を行う。

・介護予防体操推進事業

はこだて賛歌に合わせて高齢者向けに制作した介護予防体操（はこだて賛歌 de 若返り体操）を普及するとともに、体操アドバイザーを市民団体に派遣する。

・軽度認知障害（MC I）スクリーニングテスト

軽度認知障害（MC I）の高齢者を早期に発見し、認知症に進行することを防ぐため、『あたまの健康チェック※』を実施する。※コールセンターにて質問形式で行うテスト

○地域介護予防活動支援事業

・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域包括支援センターが、地域の高齢者を対象に、介護予防に対する意識を高めるとともに、自立した生活の継続と社会参加の促進を図るため、健康づくり教室等を開催する。

・介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等でボランティア活動を行い、その実績に応じてポイントを付与、換金できるようにすることで、高齢者の社会参加・地域貢献・介護予防を推進する。

・くらしのサポーター養成事業【新規】

高齢者の社会参加による介護予防を推進するため、住民が主体となって行う介護予防の活動等に携わるボランティア（くらしのサポーター）を養成する研修等を実施する。

・地域まるごと元気アッププログラム教室【新規】

ソーシャルビジネス推進センター・コープさっぽろ・北翔大学が事業提携して提供する『まる元』を活用し、運動等の介護予防活動に取り組む市民グループの育成を図る。

・ゆる元体操指導者認定講座【新規】

簡単で安全に楽しめる体操（ゆる元体操）の指導者を養成し、地域の介護予防リーダーとしての活躍を図る。

・地域型介護予防体操教室【新規】

介護事業所等を活用し、地域住民が介護予防に資する教室を開催することにより、住民主体の介護予防活動の地域展開を図る。

○地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

ケアマネジメントや地域の介護予防活動等へのリハビリテーション専門職※の関与を促進し、地域における介護予防の機能強化を図る。※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士